

公 示

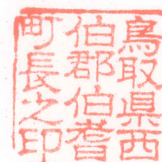
地方税法第20条の2第1項の規定により、下記の者の公示送達をする。

なお、送達すべき書類は、伯耆町役場住民課税務室にて保管してありますので、申し出があれば交付します。

令和8年5月12日

鳥取県西伯郡伯耆町長

小澤 敦彦



1. 送達すべき書類名

令和8年度 固定資産税納税通知書

2. 送達を受けるべき者の氏名または名称

- ・ 株式会社谷口工務店
- ・ 株式会社アート・ホーム
- ・ 株式会社シノハラ
- ・ 有限会社ながひろ
- ・ 有福観光株式会社
- ・ 株式会社若狭屋春長
- ・ (有)山田建設
- ・ 株式会社エミールの郷
- ・ 前 秀明
- ・ 株式会社ロイヤルエース
- ・ ジャパンリゾート開発株式会社
- ・ 有限会社久洋コーポレーション
- ・ サンユウ株式会社
- ・ 学校法人伊丹高等文化学院
- ・ 井民民江・富永ハツ子・徳澤美智恵
- ・ 尾本貞吉分相続人
- ・ 米原卓三分相続人
- ・ 井上かじえ分相続人
- ・ 前田孝文分相続人
- ・ 三原正子分相続人

- ・ 浅野達夫分相続人
- ・ 亡野村定雄相続財産
- ・ 亡松原操子相続財産
- ・ 亡松原伴芳相続財産
- ・ 亡松原毅相続財産
- ・ 亡中西恵美子相続財産
- ・ 亡小寺正一相続財産
- ・ 亡長尾千代美相続財産
- ・ 亡遠藤文子相続財産
- ・ 亡清水美佐子・清水和代相続財産
- ・ 亡今田和秋相続財産
- ・ 亡本庄聖明相続財産
- ・ 亡本庄唯五郎相続財産
- ・ 亡澤田和美相続財産
- ・ 亡山根香相続財産
- ・ 亡入江富美子相続財産
- ・ 亡杉本只夫相続財産
- ・ 亡松本史子相続財産
- ・ 亡松村王子相続財産
- ・ 亡林原喜和美相続財産
- ・ 亡林原忠義相続財産
- ・ 亡大島貞子相続財産
- ・ 亡堀田光宏相続財産
- ・ 亡長谷川盟相続財産
- ・ 亡渡部艶子相続財産
- ・ 井澤敏分相続人
- ・ 小西毅分相続人
- ・ 鳥羽瀬 徳瑞